

## 北沼上こども園 重要事項説明書

### 1 施設運営者

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 名 称         | 社会福祉法人静岡市厚生事業協会      |
| 代表者氏名       | 理事長 青島 一壽            |
| 所 在 地       | 静岡市駿河区小鹿二丁目2 5 番 8 号 |
| 電 話 番 号     | 054-287-4678         |
| 法人設立年月日     | 昭和 25 年 11 月 2 日     |
| 定款の目的に定めた事業 | 幼保連携型認定こども園の運営       |

### 2 事業の目的、運営方針

|       |  |
|-------|--|
| 事業の目的 | ・小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施<br>・小学校就学前の子どもの保護者に対する子育ての支援  |
| 運営方針  | ① 教育・保育理念<br>生きる力の基礎を培い、心身共に健やかで、心豊かな子を育む<br>② 教育・保育方針<br>豊かな環境の中、あそび体験や人とのかかわりを通して、自ら考え行動する子をめざし、一人ひとりを大切にします<br>園や家庭、地域と協力『協育』<br>③ 教育・保育目標<br>明るく 元気に 仲良く 遊ぶ子 |

### 3 施設の概要

|             |   |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類   | 幼保連携型認定こども園   |
| 施 設 の 名 称   | 北沼上こども園   |
| 開 設 年 月 日   | 平成 27 年 4 月 1 日   |
| 施 設 の 所 在 地 | 静岡市葵区北沼上 758 番地 1   |
| 連 絡 先       | 電話番号 054-261-3713<br>F A X 054-261-3997   |
| 管 理 者       | 園長 村松 和美  |
| 利 用 定 員     | 満 3 歳以上の児童【 1 号】 6 人<br>満 3 歳以上の児童【 2 号】 60 人<br>満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【 3 号】 34 人<br>満 1 歳未満の児童【 3 号】 6 人 |
| 嘱 託 医       | にしなこどもクリニック 金沢 貴保 TEL 054-295-5247<br>トヨタ歯科医院 豊田 和茂 TEL 054-264-2244                                  |
| 学 校 薬 剤 師   | フラワー薬局曲金店 田村 優 TEL 054-654-3538   |

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

|              |  |                 |   |
|--------------|--|-----------------|---|
| 教育・保育を提供する日  | 1 月曜日から土曜日まで<br>ただし、1号認定子どもについては、月曜日から金曜日とする<br>2 年未年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする<br>3 以下の期間及び日については、1号認定子どもは休園とする<br>(1) 夏季休業 7月25日から8月31日まで<br>(2) 冬季休業 12月25日から翌年1月6日まで<br>(3) 春季休業 3月25日から4月4日まで |                 |   |
| 教育・保育を提供する時間 | 教育標準時間   | 午前8時30分から午後2時まで |   |
|              | 2号認定子ども<br>3号認定子ども   | 保育標準時間認定        | 午前7時から午後6時までの範囲内で教育又は保育を必要とする時間<br>※月曜日～金曜日は午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施                          |
|              |  | 保育短時間認定         | 午前8時30分から午後4時30分までの間で教育又は保育を必要とする時間<br>※月曜日～金曜日は 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施 |

#### 5 施設・設備等の概要

|       |            |                        |                       |
|-------|------------|------------------------|-----------------------|
| 敷地    | 面積         | 2132.00 m <sup>2</sup> |                       |
| 建物    | 構造         | 鉄筋コンクリート造 2階建          |                       |
|       | 延床面積       | 777.03 m <sup>2</sup>  |                       |
| 施設の内容 | 設備         | 部屋数                    | 面積                    |
|       | 乳児室・ほふく室   | 2室                     | 96.71 m <sup>2</sup>  |
|       | 保育室（2歳）    | 1室                     | 43.59 m <sup>2</sup>  |
|       | 保育室（3歳以上児） | 3室                     | 132.74 m <sup>2</sup> |
|       | 遊戯室        | 1室                     | 71.53 m <sup>2</sup>  |
|       | 職員室        | 1室                     | 42 m <sup>2</sup>     |
|       | 調理室        | 1室                     | 60.74 m <sup>2</sup>  |

本園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

## 6 職員の状況

本園では市条例の定める基準を遵守し、職員を配置しています。

職員配置については、園に掲示しています。

## 7 提供する教育・保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育又は保育等の提供を行います。

### (1) 年齢別教育・保育目標

|   |   |
|---|---|
| 0歳児（ひよこ組）<br>・特定の保育者との関わりの中で生活を整えながら安心して過ごす                       | 3歳児（うさぎ組）<br>・保育者や友達との関わりながら様々な経験をし、好きな遊びを楽しむ<br>・基本的な生活が身に付き、自分でできるようになる |
| 1歳児（あひる組）<br>・安心できる保育者との関係の中で人や物との関わりを広げ、自分でやってみようとする気持ちを持つ       | 4歳児（ぱんだ組）<br>・集団の中で友達とのつながりを広げる<br>・生活や遊びの中で、ルールやマナーを守り、意欲的に活動する          |
| 2歳児（りす組）<br>・保育者との関わりの中で、好きな遊びを見つけ楽しむ<br>・簡単な身のまわりのことを自分でできるようになる | 5歳児（きりん組）<br>・集団生活で力を合わせ達成感や充実感を味わう<br>・生活や遊びに見通しを持ち行動する                  |

(2) 毎日の教育・保育の流れ

| 1号認定子ども | 時間    | 2号認定子ども           | 3号認定子ども         |
|---------|-------|-------------------|-----------------|
| (預かり保育) | 7:00  | 登園 (保育標準時間)       | 登園 (保育標準時間)     |
| 登園      | 8:30  | 登園 (保育短時間)        | 登園 (保育短時間)      |
| 教育・保育活動 | 9:00  |                   |                 |
|         | 9:30  | 朝のあつまり<br>教育・保育活動 | 朝の会・おやつ<br>保育活動 |
| 食事      | 11:30 | 食事 フッ化物洗口         | 食事              |
| フッ化物洗口  | 12:00 |                   | 午睡              |
|         | 13:00 | 午睡                |                 |
|         | 14:00 |                   |                 |
| 降園      | 15:00 | おやつ               | おやつ             |
| (預かり保育) | 16:30 | 降園 (保育短時間)        | 降園 (保育短時間)      |
|         | 18:00 | 降園 (保育標準時間)       | 降園 (標準時間子ども)    |
|         | 19:00 | 降園 (延長保育)         | 降園 (延長保育)       |

(3) 食事の提供

|            |  |
|------------|--|
| 給食等の方針     | 園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。  |
| 昼食及びおやつ    | 昼食 ・原則として毎登園日に提供します。<br>・本園の昼食は、園内で調理したものです。<br>おやつ・15時頃に在園している子どもに提供します。<br>・3号認定の子どもは午前にもおやつを提供します。<br>毎月の献立表により保護者へお知らせします。 |
| アレルギー等への対応 | アレルギーのあるお子さんは「保育所におけるアレルギー疾患用生活管理指導票」を医師へ記入依頼し、それを基に保護者と園で相談の上、その食材を除去し調理するなど、可能な範囲で必要な対応をとります。                                |

#### (4) 健康診断等

##### ①健康・歯科健診

年2回、嘱託医が健診します。結果については、書面にてお知らせします。

##### ②視力検査

4歳児は年1回、保育教諭が実施します。結果については書面にてお知らせします。

##### ③尿検査

年1回、検査用品により実施します。結果については所見のあった子どものみ、お知らせします。

##### ④身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、シール帳又は連絡帳に記載します。

#### (5) 子育て支援事業の実施

子育てに対する不安や悩みに関する相談、保護者相互の情報交換等を通じて地域の子育てを応援するため、乳幼児と保護者を対象に、おしゃべりサロン、園庭開放など集まる場を設けています。

### 8 保護者の負担

#### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定区分や保育の必要量、世帯の市民税所得割額、兄弟姉妹の状況に基づき算定された保護者が居住する市が定める利用者負担額（保育料）を負担していただきます。3歳から5歳児クラスのすべての子どもたちと0歳から2歳児クラスで住民非課税世帯の子どもたちの利用が無償化されます。

#### (2) 実施徴収

保育料の別に以下のものについて保護者に負担していただきます。

##### (ア) 給食費（3・4・5歳児）

| 項目                  | 金額       |
|---------------------|----------|
| 1号認定子ども給食費（副食費）     | 月額3,750円 |
| 2号認定子ども給食費（副食費・おやつ） | 月額4,500円 |

##### (イ) 個人の用品（年度初め及び必要時に購入）

| 対象      | 内容                                     | 金額        |
|---------|--|-----------|
| 0・1歳児   | 氏名印・連絡帳・お便り袋・作品バッグ・クラス帽子               | 3,500円程度  |
| 2歳児     | 氏名印・連絡帳・お便り袋・作品バッグ・クラス帽子・カバン           | 5,200円程度  |
| 3・4・5歳児 | 氏名印・名札・粘土・クレヨン・はさみ・自由画帳・マーカー・のり・作品バッグ等 | 3,500円程度  |
|         | 園服・カバン・出席カード・紺ズボン・クラス帽子・Tシャツ等          | 11,200円程度 |
|         | 月刊絵本                                   | 500円程度    |

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、おそろいの龍Tシャツ、給食試食代など必要な実費は随時お知らせします。

(ウ) 保護者会が集金します。

|       |     |            |
|-------|-----|------------|
| 保護者会費 | 全園児 | 6ヶ月 3,000円 |
|-------|-----|------------|

(2) 延長保育料、一時預かり利用料

| 対象                            |        | 時間                               | 料金                                 |
|-------------------------------|--------|----------------------------------|------------------------------------|
| 1号認定子ども<br>(一時預かり)            |        | 午前7時から午前8時30分まで                  | 日額 200円                            |
|                               |        | 午後2時から午後4時30分まで                  | 日額 200円                            |
|                               |        | 午後4時30分から午後6時まで                  | 日額 200円                            |
|                               |        | 土曜日及び長期休業中<br>午前8時30分から午後4時30分まで | 日額 780円<br>給食費別途<br>220円<br>(主食なし) |
| 2号認定子ども<br>3号認定子ども<br>(時間外保育) | 短時間認定  | 午前7時から午前8時30分まで                  | 日額 200円                            |
|                               |        | 午後4時30分から午後6時まで                  | 日額 200円                            |
|                               |        | 午後6時から午後7時まで                     | 日額 200円                            |
|                               | 標準時間認定 | 午後6時から午後7時まで                     | 日額 200円                            |

## 9 保育料・一時預かり料・延長保育料支払方法

原則として口座振替でお願いします。

(1) 口座振替払 (引落日：原則毎月27日)

※振替指定日が金融機関の非営業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日が振替日となります。

※残高不足等による再振替は行っておりません。振替不能だった場合、「口座振替不能通知書」をお渡しますので、記載された期日までに現金を職員室にご持参下さい。

## 10 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (2) 3号認定子どもの保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

## 11 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 12 賠償責任保険の加入

園の管理下において起こった事故等に備えて、日本スポーツ保険振興センター（保護者会・こども園負担）、損害保険ジャパン(株)（こども園負担）に加入しています。事故の状況により、請求を行います。

## 13 非常災害時の対策

### (1) 非常時の対応

|         |   |
|---------|---|
| 消防計画    | 提出先：静岡市千代田消防署<br>届出日：令和4年 4月  |
| 防災設備    | 自動火災報知機、誘導灯、消火器   |
| 避難訓練    | 火災及び地震を想定し、月1回実施  |
| 避難場所    | 第一避難所 北沼上こども園園内外<br>第二避難所 竜爪ふれあい公園<br>または静岡市長尾川老人福祉センター<br>第三避難所 竜爪中学校  |
| 園児の引き渡し | 臨時情報、警戒宣言、避難勧告、震度5以上の地震発生、避難指示が発令された場合、保育の中止、自主的に迎えをお願いします。警報の発表基準をはるかに超える豪雨や土砂災害が予想され特別警報が発表された場合は重大な災害の危険性が著しく高まっていると判断し、自宅待機又は臨時休園になります。 |

### (2) 自然災害時の自宅待機、臨時休業の取扱い

登園前に台風、大雨、噴火などによる臨時情報や警報が発令されている場合は、自宅待機する等、災害、事故の未然防止に努めて下さい。暴風警報が発令された場合は安全を確認し登園してください。

## 14 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止等のため、園長を虐待防止に関する責任者として定め、職員に対する研修を実施します。

## 15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 苦情解決責任者 | 園長 村松 和美                    |
| 苦情受付担当者 | 副園長 渡邊 和美                   |
| 苦情第三者委員 | 第三者委員の氏名や連絡先は職員室前に掲示してあります。 |
| 受付方法    | 文書、電話及び面談等により受け付けします。       |

## 16 守秘義務及び個人情報の取り扱い

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園又は退園に際しては、その後の小学校や他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校等に提供します。